

第 373 回三木市議会定例会提出議案の概要

第 373 回三木市議会定例会（令和 4 年 11 月 28 日開会）に提出する議案 19 件（条例関係 8 件、補正予算関係 8 件、その他 3 件）の概要は次のとおりです。

1 条例関係

(1) 第 65 号議案 三木市個人情報保護法施行条例の制定について（企画政策課）

ア 制定理由

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定により「個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」という。）」が改正され、全国的な共通ルールが定められたことから、全ての地方公共団体は、令和 5 年 4 月から改正法が直接適用される。それに伴い、改正法の施行に当たり必要となる規定を整備するため。

イ 制定内容

開示請求手数料を現行と同じ無料とし、開示決定期限を改正法では 30 日以内としているところを現行と同じ期限（開示請求日の翌日から 14 日以内）に短縮するとともに、その他必要となる事項を規定し、新たに条例を制定する。また、それに伴い三木市個人情報保護条例は廃止し、その他関係する条例の一部を改正する。

ウ 施行期日 令和 5 年 4 月 1 日

(2) 第 66 号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（総務課）

ア 制定理由

職員の定年延長に係る「地方公務員法の一部を改正する法律」が令和 5 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、関係する条例を整備する必要があるため。

イ 制定内容

(7) 定年延長に伴う給与に関する措置

当分の間、60 歳を超える職員の給料月額を、60 歳前の 7 割水準とする

よう措置する。

- (イ) 定年延長の諸制度の整備に伴う用語等の改正
- (ウ) 引用する条項番号の改正

ウ 関係条例

- (ア) 三木市職員定数条例
- (イ) 三木市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例
- (ウ) 三木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- (エ) 職員の懲戒の方法及び効果に関する条例
- (オ) 職員の勤務時間等に関する条例
- (カ) 職員の育児休業等に関する条例
- (キ) 一般職の職員の給与に関する条例
- (ク) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- (ケ) 職員の再任用に関する条例（廃止）

エ 施行期日 令和5年4月1日

(3) 第 67 号議案 三木市議会議員及び三木市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（選挙管理委員会）

ア 改正理由

昨今における物価の変動等に鑑み、公職選挙法施行令が改正され、国政選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用等について公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、三木市議会議員及び三木市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等を改正する必要があるため。

イ 改正内容

(ア) 選挙運動用自動車の使用に係る公費負担限度額（日額）の引き上げ

区 分	現 行	改正案
a 一般運送契約を締結した場合	64,500 円	改正なし
b 一般運送契約以外の契約を締結した場合		
(a) 自動車の借入れ	15,800 円	16,100 円
(b) 自動車の燃料費	7,560 円	7,700 円
(c) 運転手の報酬	12,500 円	改正なし

- (イ) 選挙運動用ポスター作成に係る公費負担限度額（1枚当たり）の引き上げ

区 分	現 行	改正案
ポスターの作成契約を締結した場合		
a ポスター1枚当たりの作成単価	525円6銭	541円31銭
b 加算額	310,500円	316,250円

- (ウ) 選挙運動用ビラの作成に係る公費負担限度額（1枚当たり）の引き上げ

区 分	現 行	改正案
ビラの作成契約を締結した場合	7円51銭	7円73銭

ウ 施行期日 公布の日

(4) 第 68 号議案 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）

ア 改正理由

公的年金の支給年齢が段階的に65歳に引上げとなることによる雇用と年金の連携を図ること等を目的とした国家公務員の定年引上げに伴い、地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることにより、職員の定年等に関する条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

- (ア) 役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）の導入

組織の新陳代謝を確保し組織活力を維持するため、役職定年制を導入し、管理職手当の支給対象となっている職（副課長以上）に就くことができる年齢の上限を60歳とする。

- (イ) 定年前再任用短時間勤務制の導入

60歳に達した日以後定年前に退職した職員について、本人の希望により、短時間勤務の職に採用することができる制度を導入する。

- (ウ) 情報提供・意思確認制度の新設

当分の間、職員が60歳に達する日の前年度に、60歳以後の任用や給与等に関する情報を提供し、職員の60歳以後の勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

- (エ) 暫定再任用制度の措置

定年が段階的に引き上げられる経過期間において、65歳まで再任用できるよう、現行の再任用制度と同様の仕組みを措置する。

ウ 施行期日 令和5年4月1日

(5) 第 69 号議案 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）

ア 改正理由

職員の勤務時間等に関する条例の改正に伴い、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

職員の勤務時間等に関する条例を引用する規定を整理する。

ウ 施行期日 公布の日

(6) 第 70 号議案 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）

ア 改正理由

令和 4 年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

議員の期末手当の年間支給月数を 4.30 月から 4.40 月に 0.1 月引き上げる。

(7) 現行

基準日	在職期間		
	6 箇月	3 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月未満
6 月 1 日	100 分の 215	100 分の 129	100 分の 64.5
12 月 1 日	100 分の 215	100 分の 129	100 分の 64.5
年間合計	100 分の 430	100 分の 258	100 分の 129

(イ) 令和 4 年 12 月 1 日適用

基準日	在職期間		
	6 箇月	3 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月未満
6 月 1 日	100 分の 215	100 分の 129	100 分の 64.5
12 月 1 日	100 分の 225	100 分の 135	100 分の 67.5
年間合計	100 分の 440	100 分の 264	100 分の 132

(ウ) 令和 5 年 4 月 1 日施行

基準日	在職期間		
	6 箇月	3 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月未満
6 月 1 日	100 分の 220	100 分の 132	100 分の 66.0
12 月 1 日	100 分の 220	100 分の 132	100 分の 66.0
年間合計	100 分の 440	100 分の 264	100 分の 132

ウ 施行期日

イ(イ)については公布の日から施行（令和4年12月1日から適用）し、イ(ウ)については令和5年4月1日から施行する。

**(7) 第71号議案 三木市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について（総務課）**

ア 改正理由

令和4年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、三木市長等の給与に関する条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

市長、副市長、教育長の期末手当の年間支給月数を4.30月から4.40月に0.1月引き上げる。

(7) 現行

基準日	在職期間		
	6 箇月	3 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月未満
6 月 1 日	100 分の 215	100 分の 129	100 分の 64.5
12 月 1 日	100 分の 215	100 分の 129	100 分の 64.5
年間合計	100 分の 430	100 分の 258	100 分の 129

(イ) 令和4年12月1日適用

基準日	在職期間		
	6 箇月	3 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月未満
6 月 1 日	100 分の 215	100 分の 129	100 分の 64.5
12 月 1 日	100 分の 225	100 分の 135	100 分の 67.5
年間合計	100 分の 440	100 分の 264	100 分の 132

(ウ) 令和5年4月1日施行

基準日	在職期間		
	6 箇月	3 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月未満
6 月 1 日	100 分の 220	100 分の 132	100 分の 66.0
12 月 1 日	100 分の 220	100 分の 132	100 分の 66.0
年間合計	100 分の 440	100 分の 264	100 分の 132

ウ 施行期日

イ(イ)については公布の日から施行（令和4年12月1日から適用）し、イ(ウ)については令和5年4月1日から施行する。

(8) 第72号議案 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（総務課）

ア 改正理由

令和4年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の給与に関する条例等を改正する必要があるため。

イ 改正内容

(7) 一般職の職員の給与に関する条例の改正

a 給料表の改定（令和4年4月1日適用）

全ての給料表について、給料月額を改定する。

改定率 平均0.3%引き上げ（1級1.7%、2級1.1%、3級0.2%、4級0.07%、5級0.02%、6級以上は改定なし）

b 一般職の期末勤勉手当の支給月数の見直し

年間の支給月数を4.30月から4.40月に0.1月引き上げる（勤勉手当で引上げ）。

(a) 現行

	6月期	12月期	年間合計
期末手当	100分の120	100分の120	100分の240
勤勉手当	100分の95	100分の95	100分の190
期別合計	100分の215	100分の215	100分の430

(b) 令和4年12月1日適用

	6月期	12月期	年間合計
期末手当	100分の120	100分の120	100分の240
勤勉手当	100分の95	100分の105	100分の200
期別合計	100分の215	100分の225	100分の440

(c) 令和5年4月1日施行

	6月期	12月期	年間合計
期末手当	100分の120	100分の120	100分の240
勤勉手当	100分の100	100分の100	100分の200
期別合計	100分の220	100分の220	100分の440

c 再任用職員の期末勤勉手当の支給月数の見直し

年間支給月数を2.25月から2.30月に0.05月引き上げる（勤勉手当で引上げ）。

(a) 現行

	6 月期	12 月期	年間合計
期末手当	100 分の 67.5	100 分の 67.5	100 分の 135
勤勉手当	100 分の 45	100 分の 45	100 分の 90
期別合計	100 分の 112.5	100 分の 112.5	100 分の 225

(b) 令和 4 年 12 月 1 日適用

	6 月期	12 月期	年間合計
期末手当	100 分の 67.5	100 分の 67.5	100 分の 135
勤勉手当	100 分の 45	100 分の 50	100 分の 95
期別合計	100 分の 112.5	100 分の 117.5	100 分の 230

(c) 令和 5 年 4 月 1 日施行

	6 月期	12 月期	年間合計
期末手当	100 分の 67.5	100 分の 67.5	100 分の 135
勤勉手当	100 分の 47.5	100 分の 47.5	100 分の 95
期別合計	100 分の 115	100 分の 115	100 分の 230

(イ) 三木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正(令和 5 年 4 月 1 日施行)

特定任期付職員(高度の専門的な知識経験を有する者を、その知識経験を必要とする業務に従事させる場合に、選考により 5 年を超えない範囲で任期を定めて採用する職員)の給料表及び期末手当の支給月数を改定する。

1 号給の給料月額を 375,000 円から 376,000 円に引き上げる。また、6 月期と 12 月期のそれぞれの期末手当を 100 分の 162.5 から 100 分の 165 に引き上げ、年間支給月数を 0.05 月引き上げる。

(ウ) 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正(令和 5 年 4 月 1 日施行)

会計年度任用職員の給料表について、給料月額を一般職の職員の給料表に準じて改定する。

ウ 施行期日

(ア) 公布の日 イ(ア) a、イ(ア) b (b)、イ(ア) c (b) (ただし、イ(ア) a は令和 4 年 4 月 1 日から適用し、イ(ア) b (b) 及びイ(ア) c (b) は令和 4 年 12 月 1 日から適用する。)

(イ) 令和 5 年 4 月 1 日 イ(ア) b (c)、イ(ア) c (c)、イ(イ)、イ(ウ)

2 条例、補正予算関係以外

(1) 第73号議案 指定管理者の指定について（商工振興課）

かじやの里メッセみきについて、令和5年4月1日から5年間の管理を行う指定管理者を定めることについて、法律の定めるところにより、議会の議決を求めるもの。

(2) 第74号議案 指定管理者の指定について（観光振興課）

道の駅みきについて、令和5年4月1日から5年間の管理を行う指定管理者を定めることについて、法律の定めるところにより、議会の議決を求めるもの。

(3) 第75号議案 指定管理者の指定について（都市政策課）

有料スポーツ施設について、令和5年4月1日から5年間の管理を行う指定管理者を定めることについて、法律の定めるところにより、議会の議決を求めるもの。

3 補正予算関係 【別添「令和4年度12月補正予算（案）の概要」参照】

(1) 第76号議案 令和4年度三木市一般会計補正予算（第8号）

(2) 第77号議案 令和4年度三木市学校給食事業特別会計補正予算（第3号）

(3) 第78号議案 令和4年度三木市一般会計補正予算（第9号）

(4) 第79号議案 令和4年度三木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

(5) 第80号議案 令和4年度三木市介護保険特別会計補正予算（第3号）

(6) 第81号議案 令和4年度三木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

(7) 第82号議案 令和4年度三木市水道事業会計補正予算（第2号）

(8) 第83号議案 令和4年度三木市下水道事業会計補正予算（第2号）

問い合わせ 三木市総合政策部企画政策課
電話 0794-82-2000（内線 2481）

令和4年度12月補正予算（案）の概要

新型コロナウイルス感染症の長期化に加え、急激な物価高騰が続いている中、新たに国の「出産・子育て応援交付金」が創設されることを受け、市ではこうした妊婦や新生児への支援に加えて、小・中・特別支援学校の3学期の給食費の無償化や高校生世代を対象とした給付金の支給により幅広く子育て世帯への支援を行います。

あわせて、飼料や肥料の高騰により大きな打撃を受けている農業者への支援など緊急を要する経費について補正予算を編成しました。

1 予算の規模

(単位：千円)

会計名(補正号数)		補正前の額	補正額	計
一	一般会計(第8号)	36,510,160	191,620	36,701,780
	学校給食事業特別会計(第3号)	278,634	(財源組替)0	278,634
一	一般会計(第9号)	36,701,780	271,621	36,973,401
	国民健康保険特別会計(第2号)	9,019,217	△649	9,018,568
	介護保険特別会計(第3号)	7,355,737	△11,972	7,343,765
	後期高齢者医療事業特別会計(第3号)	1,556,923	3,333	1,560,256
企業会計	水道事業会計(第2号)	2,437,010	2,593	2,439,603
	収益的支出	1,777,438	2,593	1,780,031
	資本的支出	659,572	0	659,572
	下水道事業会計(第2号)	5,160,834	△252,065	4,908,769
	収益的支出	2,469,497	△707	2,468,790
	資本的支出	2,691,337	△251,358	2,439,979

2 補正予算（案）の主な内容

【一般会計（第8号）】

(1) 高校生等のいる世帯に応援給付金を支給

30,580千円

[健康福祉部 子育て支援課]

新型コロナウイルス感染症が長期化する中、その影響を受けられている子育て世帯に対しては、給付金の支給などによる支援を行ってきたが、急激な物価高騰が続いている状況を踏まえ、高校生等のいる世帯に対して応援給付金を支給します。

〔対象者〕 生年月日が平成16年4月2日から平成19年4月1日で、令和4年12月1日現在、三木市に住民票があり、かつ申請するまで継続して住民票を有する高校生等のいる世帯。

※所得制限及び高校等への在学要件はありません。

〔給付額〕 対象1人あたり15,000円

(2) 出産・子育て応援事業【国庫・県補助】**42,240 千円**

[健康福祉部 健康増進課]

全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできるように、妊娠時と出生時にそれぞれ5万円の給付金を支給します。

この事業は、妊娠期から子育てまで一貫して困りごとの相談に乗る「伴走型支援」の一環として実施し、妊娠や出産を届け出た際の面談等により必要な支援につなげます。

※ 本事業は令和5年4月以降も継続して実施予定。ただし、本事業の予算を含む国の第2次補正予算は現在、国会審議中であり、内容が変更になる場合がある。

対象者	支給額
令和4年4月以降に出産された（される）方	10万円

※（負担割合）国 2/3、県 1/6、市 1/6

(3) 市内の小・中・特別支援学校の3学期分の給食費を無償化 68,600 千円

[総務部 財政課、教育総務部 教育施設課]

物価高騰による家計負担を軽減するため、市内の小・中・特別支援学校に通う児童・生徒の給食費を2学期分に引き続き3学期分も無償にします。（アレルギ一等の事情により弁当を持参している児童・生徒については、給食費相当額を支援）

[対象期間] 令和4年度3学期分（令和5年1月～3月の3カ月間）

[予算の内訳] ①無償化に伴う減収分の補填 68,400千円
（一般会計から学校給食事業特別会計へ繰出）

②弁当持参者への学校給食費相当の支援 200千円

※学校給食特別会計においては、無償にすることで収入（給食費）が減少するため、上記①の一般会計からの繰入金で補てんします。

(4) 飼料等の価格高騰の影響を受けている農業者等を支援 50,200 千円

[産業振興部 農業振興課]

飼料や燃料等の価格高騰による農業者の負担を軽減するため、支援金の給付により事業の継続を支援します。（単位：千円）

区分	支援内容	補正額
畜産	飼料等の価格高騰分のうち、市が定めた額（乳牛36,000円/頭、肉牛7,500円/頭、養鶏79円/羽）に飼養頭（羽）数を乗じて得た額を補助（1経営体あたり上限200万円）	18,970

区 分	支援内容	補正額
水稲・野菜 ・花き	燃油、肥料等の価格高騰分として市が定めた額（12,000 円/ha）に作付面積を乗じて得た額を補助	25,800
施設園芸	燃料、肥料等の価格高騰分として市が定めた額（7,100 円/a）に作付面積を乗じて得た額を補助	1,080
土地改良施設	2 戸以上の農家で使用する土地改良施設の令和 4 年 4 月～10 月分の電気料金の価格高騰分として市が定めた額（低圧 2.9 円/kWh、高圧 4.6 円/kWh）に使用量を乗じて得た額を補助	4,350

【一般会計（第 9 号）】

(5) 地域課題解決に向けた先端技術を有する事業者の誘致 **20,000 千円**

[総合政策部 縁結び課]

企業版ふるさと納税の仕組みを活用した研究への支援を行うことで、市内の様々な地域課題を解決するための先端技術をもった事業者を誘致し、地域の課題解決をめざすとともに、新たな雇用の場の確保にも繋がります。

(6) 市内郵便局でマイナンバーカードの申請を受付 **1,700 千円**

[市民生活部 市民課]

令和 5 年 2 月から市内の郵便局 15 局でマイナンバーカードの申請受付ができるように委託契約を締結します。既に実施している各市立公民館での申請受付も合わせて申請窓口を拡大することで、マイナンバーカードのさらなる普及促進を図ります。

(7) 介護保険施設における感染症拡大防止を支援【県補助】 **5,440 千円**

[健康福祉部 介護保険課]

介護保険施設において、新型コロナウイルス感染者等が発生した場合にウイルスが居室外に漏れないようにするための簡易陰圧装置の設置を県の補助金を活用して支援します。

補助対象施設： 1 施設（2 台設置）

(8) 地域密着型サービス事業者の施設整備を支援【県補助】 **790 千円**
 [健康福祉部 介護保険課]

地域密着型サービス事業者が、サービスの提供に必要な施設を整備するため、県の補助金を活用して支援します。

(単位：千円)

事業種別	補正額	備考
定期巡回・随時対応型訪問看護	118	補助予定額 39,540 千円のうち、令和 4 年度に県の交付決定を受けた額
看護小規模多機能型居宅介護	672	

(9) 新規就農者の施設整備を支援【県補助】 **6,506 千円**
 [産業振興部 農業振興課]

国の新規就農者育成総合対策事業を活用し、就農後の経営発展のために必要な農業用機械や施設の整備を支援します。

(単位：千円)

支援対象者	整備内容	補助額
認定新規就農者 2名	ビニルハウス 2棟	6,506

(10) 農業者の生産コスト低減の取組を支援【県補助】 **13,452 千円**
 [産業振興部 農業振興課]

肥料等の資材価格の高騰により影響を受けている地域の担い手農業者に対し、生産コスト低減のための機械の導入を県の補助金を活用して支援します。

(単位：千円)

支援対象者	整備内容	補助額
国の肥料価格高騰対策事業を活用する農業法人等 3経営体	収量等センサー付きコンバイン、トラクター、コンバイン、農業用ドローン	13,452

(11) 公共交通事業者の運行継続を支援【県随伴】 **3,200 千円**
 [都市整備部 交通政策課]

新型コロナウイルス感染症対策として、車内等の密度を上げないように便数等に配慮した運行に取り組む神戸電鉄(株)及びバス事業者に対し、県に随伴して支援を行います。

このたびの補正は、兵庫県が 9 月補正予算で支援対象期間を 1 か月延長したことに合わせ、市の支援対象期間を 1 か月延長するための予算の増額です。

(単位：千円)

区分	現計予算額 (9月補正後)	補正額	補正後 予算額	対象事業者
鉄道	1,600	1,600	3,200	神戸電鉄
バス	1,600	1,600	3,200	神姫バス、神姫ゾーンバス、ウイング神姫

(12) 小学校特別支援学級の教育環境の整備 **1,900千円**

[教育総務部 教育施設課]

令和5年度の小学校特別支援学級児童の増加による特別支援学級の新設及び教育活動で必要となる備品等を整備します。

(13) 物価高騰を受けた民間認定こども園等への支援【県補助】 **7,614千円**

[教育振興部 教育・保育課]

県の補助を受けて、物価高騰の影響を受けている民間の認定こども園等に対して、光熱費等の価格上昇分の一部を支援します。

(14) 令和5年度からのごみ処理施設の運転管理業務の委託 **【債務負担行為】**

令和5年度から6年間のごみ処理施設の運転管理業務に係る債務負担行為を追加します。

事項	期間	限度額	所管課名
じん芥処理施設管理事業	令和5年度から 令和10年度まで	3,630,000 千円以内	市民生活部 環境課

(15) 令和5年度からの指定管理施設の指定管理料 **【債務負担行為】**

令和5年度から5年間の市の施設の指定管理に係る債務負担行為を追加します。

事項	期間	限度額	所管課名
有料スポーツ施設 指定管理事業	令和5年度から 令和9年度まで	842,000 千円以内	都市整備部 都市政策課
かじやの里メッセみき 指定管理事業	令和5年度から 令和9年度まで	12,000 千円以内	産業振興部 商工振興課

(16) その他の補正**211,019 千円**

(単位：千円)

内 容		補正額	所管課名
介護予防のための寄附金を活用して血圧計等を購入		411	健康福祉部 介護保険課
職員の人事異動や人事院勧告による人件費等の補正		19,178	総務部 総務課、 教育総務部 教育総務課
過年度の国・県補助金等の精算	返還	128,774	健康福祉部 福祉課、子育て支援課、健康増進課 教育振興部 教育・保育課
	追加交付	【歳入】 5,634	
エネルギー価格の高騰を受けた市の施設等の電気やガス、ガソリン代の増額		69,085	各施設所管課
各特別会計への繰出金		△6,429	総務部 財政課

【特別会計及び企業会計】**(17) 各会計における人件費等の補正**

(単位：千円)

会計名	補正額	補正内容	所管課名
国民健康保険特別会計	△649	傷病手当金の増額及び人事異動等による人件費の補正	健康福祉部 医療保険課
介護保険特別会計	△11,972	人事異動等による人件費の補正	健康福祉部 介護保険課
後期高齢者医療事業特別会計	3,333	人事異動等による人件費の補正	健康福祉部 医療保険課
水道事業会計	2,593	人事異動等による人件費の補正	上下水道部 水道業務課
下水道事業会計	△252,065	人事異動等に伴う人件費の補正及び不用額の減額等	上下水道部 下水道課

第 373 回三木市議会定例会提出議案の概要

第 373 回三木市議会（令和 4 年 11 月 28 日開会）に追加で提出する議案 2 件の概要は次のとおりです。

1 第 84 号議案 控訴の提起について（学校教育課）

神戸地方裁判所平成 28 年 (ワ) 第 2430 号損害賠償請求事件について、令和 4 年 11 月 30 日に言い渡しのあった判決に不服があるため、控訴を提起するに当たり、法律の定めるところにより、議会の議決を求めるもの。

2 第 85 号議案 令和 4 年度三木市一般会計補正予算（第 10 号）

【別添「令和 4 年度 12 月補正予算（案）の概要」参照】

問い合わせ 三木市教育委員会教育振興部学校教育課
電話 0794-82-2000（内線 3520）

令和4年度12月補正予算（案）の概要

三木市立緑が丘中学校で発生した転落事故に係る損害賠償請求事件の第1審判決を受けて、市は判決の取消しを求めて控訴するとともに、損害賠償金等の支払いの仮執行の停止の申立てを行い、損害賠償金等相当額を法務局に供託金として納める必要が生じたことから補正予算を編成しました。

1 予算の規模

(単位：千円)

会計名(補正号数)	補正前の額	補正額	計
一般会計(第10号)	36,973,401	30,000	37,003,401

2 補正予算（案）の主な内容

【一般会計（第10号）】

(1) 損害賠償請求事件に係る法務局への供託金 **30,000千円**

[教育振興部 学校教育課]

平成26年1月9日に三木市立緑が丘中学校で発生した転落事故について、中学校教諭らが生徒を適切に保護する注意義務等を怠った過失があるとして、市に損害賠償を求められた事件について、第1審の判決に不服があることから控訴するとともに、損害賠償金等の支払いに係る仮執行の停止の申立てに必要な担保として、損害賠償金等相当額を法務局に供託します。

令和4年12月定例市議会提出議案（追加提案）

令和4年12月22日 市長提案

第86号議案 令和4年度三木市一般会計補正予算（第10号）

予算の総額に歳入歳出それぞれ3,345万円を増額し、370億685万1千円とする。

（内容）

- ・平成26年1月9日に市立緑が丘中学校で発生した転落事故に関し、市に損害賠償金等の支払いを命じた判決が確定したため、原告に対する損害賠償金等及び訴訟に係る弁護士報酬を追加。

令和4年12月22日 議員提案

三木市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

「個人情報の保護に関する法律」が改正され、令和5年4月1日から法の規定が地方公共団体に適用されることになるが、議会は一部の規定を除いて法の適用対象外となることから、議会においても、法の趣旨に基づき、個人情報の適切な管理及び運用を図るため、新たに条例を制定する。